

○総務省告示第三百九号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備

〔1・2 略〕

3 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局の無線設備のうち、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないもの（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の第十四第七号ただし書に掲げる条件に適合するものを除く。）を除く。）並びに人・動物検知通報システム用のものを使用する端末設備

〔4～6 略〕

7 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局（無線設備規則第九条の四第七号に規定する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機を通信の相手の無線局とするものに限る。）の無線設備を使用する端末設備

〔8～10 略〕

〔一 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

一 〔同上〕

〔1・2 同上〕

3 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局の無線設備のうち、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。）並びに人・動物検知通報システム用のものを使用する端末設備

〔4～6 同上〕

7 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の四第七号に規定する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機を通信の相手の無線局とするものに限る。）の無線設備を使用する端末設備

〔8～10 同上〕

〔一 同上〕